

平成 27 年 9 月 25 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

緑地用地取得等の在り方に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

緑地用地取得の前所有者と前々所有者等について

2 質問の要旨

1. 平成 27 年 2 月 9 日、議会全員協議会で報告された山崎・台峯緑地用地取得及び鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地の取得について、当日の資料において、鎌倉市が取得する前の其々の土地の所有者（以降、前所有者）は、野村不動産など明らかになっているが、これら前所有者に対して権利が移転する前の所有者について、公開情報である登記簿の所有者移転情報に基づいて、其々の土地についての前所有者、前々所有者、前々所有者から前所有者への移転日を明らかにせよ。
2. 市として購入した其々の金額も、1 の質問への答弁とあわせて答弁を求める。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦（平成 27 年 9 月 28 日まで） ・ 無

（理由：緊急質問の検討、答弁により議会の再開を求める為。）